

議 事 日 程

平成 2 6 年 第 3 回 浜 中 町 議 会 定 例 会

平成 2 6 年 9 月 1 1 日 午 前 1 0 時 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 4 6 号	平成 2 6 年度浜中町一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第 3	議案第 4 7 号	平成 2 6 年度浜中町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 4	議案第 4 8 号	平成 2 5 年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第 5	議案第 4 9 号	浜中町教育委員会委員の任命同意について
日程第 6	認定第 1 号	平成 2 5 年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況報告の認定について
日程第 7	認定第 2 号	平成 2 5 年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 3 号	平成 2 5 年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 4 号	平成 2 5 年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 0	認定第 5 号	平成 2 5 年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 1	認定第 6 号	平成 2 5 年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 2	認定第 7 号	平成 2 5 年度浜中町水道事業会計決算の認定について
日程第 1 3	報告第 4 号	平成 2 5 年度浜中町財政健全化判断比率の報告について

日程第14	報告第5号	平成25年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について
日程第15	発議案第7号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第16	発議案第8号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について
日程第17	発議案第9号	手話言語法制定を求める意見書の提出について
日程第18		議員の派遣について
日程第19		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・議会運営委員会)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第46号平成26年度浜中町一般会計補正予算（第2号）

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第46号の補足説明を続けます。

企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） （議案第46号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第46号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 歳出の29ページ、産業振興貸付金に要する経費の1,652万5,000円の追加でありますけれども、説明では散布漁協で4件と言われていましたけれども、その内訳聞き漏らしたので教えていただきたいと思います。

それと31ページの商工振興費の産業振興貸付金、これについては当初申請で5件見込み計上されていたと思いますが、今回は何件で、どういう商工機器を入れるのか。その内訳を教えていただきたいと思います。

それと3点目ですが、33ページの文化センター管理運営に要する経費であります。これについては、去る9月5日の道新に大きく取り上げられておまして、何故こういう形になったのかという経過について、先ずお知らせをいただきたいのと、今回たまた

ま耐震化工事の鉄筋不足が発見されたから良かったようなもので、仮に、これがそのまま工事が進んで雨漏りがされないでいたとすれば、せっかく天井の張替をしても雨によって天井にまた染みが出来たり落ちるといった可能性があった訳です。

今回たまたま追加ということで、雨漏りの部分も1,900万円掛けてやるということになった訳ですけども、教育委員会として1,900万円もの雨漏りの補修が必要だということに対して、そちらを優先するというような考え方は持てなかったのか。この辺ですよ。耐震化は確かに急がれる話ですけども、現実的にはまだ使えると、ただ文化センターの大ホールの天井から雨漏りが現実にあって解っているにもかかわらず、当初予算にも要求がなかったと、なぜこんな事になるのか。その辺の経緯をまずお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 1点目の漁業機器等購入資金の関係でございます。議員おっしゃいますとおり、散布漁協の組合員の4件分となっております。

内訳としましては、漁船の機関換装が3件、1件が700万円、もう1件の方が750万円、もう1軒の方が430万円、それと船外機の購入ということで44万円、合わせて4件となっております。合計で1,924万円となりますが、既定予算の不足分ということで、今回補正を組ませていただきました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 商工機器の関係ですが、今回の補正で1件ありまして、内訳としましては、スライサーオーバーホール機1台、これは連動式ですけども、エンドレスシーラー、金属探知器付きウエイトチェッカー1台ということで、スライサーオーバーホールにつきましては253万8,000円、エンドレスシーラー1台につきましては195万4,800円、金属探知機付きウエイトチェッカー1台231万1,200円で、合計680万4,000円になっていましたが、その4,000円は自己負担ということで、その他、当初5件見込んでいましたが、1件が見送りした為、執行残が出ましたので552万円の補正となっております。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（箱石雄彦君） 7番議員からの耐震工事よりも、雨漏りの工事を優先すべきでなかったのかという考え方ですけども、まず雨漏りの関係につきましては、大ホールの舞台の南側の搬入口からが酷くて、それが伝って天井裏を伝って大ホールの

方に影響を及ぼしているというような状況でございます。

文化センターについては築27年、昭和62年に建設しまして27年が経過しております。雨漏りの原因ですけれども、建設課と業者立会いまして確認したところ、ステンレス鋼板の非常に高い部材を使いまして、はぜというのですか金属を折り曲げているところのシールが剥がれているところがありまして、それが原因ではないかというような状況で、今回この予算で超高速硬化ウレタン防水ということで、それに期待している訳ですけれども、まずこの耐震の関係です。これは3.11の地震の時に、経過から説明しますけれども、その時までは日本では釣り天井の耐震という基準は設けられておりませんでした。その時の大震災の関係で、釣り天井の公共施設はかなり被災しまして建築基準法施行令の39条の改正をしまして、平米あたりで6キロから20キロにかかる釣り天井の基準を設けまして、これは国交省で決めたんですけれども、これの補助金と交付金でそれぞれ補助するという事だったんですけれども、補助金と交付金の制度を使う基金期限が3年しか限られていないんです。25年度から27年度の3カ年の工事ということで限定されておりました。それで耐震で人命にかかわることです。その補助は結局採用されませんでしたけれども、こちらの方を優先したというのが原課としての考え方です。財政的に余裕があるのであれば、両方ですけれども、たまたま競合してしまったということになりましたので、原課としては、この制度を有効に活用して避難施設である文化センターの安全性を高めたいということで優先しました。ご理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） ただいまのご質問に的確に答えていない部分がありましたので、私の方から再答弁させていただきます。

今回、釣り天井の耐震補強工事にかかわって、設計の誤りを再確認すべく文化センターの現地調査をしまして、6月の長雨などによる天井の雨漏りが確認されたことから、この工事に合わせて今回、防水工事1,962万4,000円を計上させていただいたとそういう経過であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） まず質問の順番から言います。水産の関係については解りました。それから産業振興資金商工振興費の方ですけれども、3つの機械を入れたようです。スライサーオーバーホールとエンドレスシーラと言いましたか、それともうひとつが解

らなかったの、もう一度その辺教えていただきたいのですが、実際、横文字の機械でこれは何をどうする機械なのか不明です。それで差し支えなければ、何処に配備されるのか教えていただきたいと思います。231万1,000円の分がどういう機械なのか名前ももう一度教えていただきたい。

それから文化センターの方ですけれども、今教育長が答弁されましたけれども、設計の誤りが発見されてから、再度現場を調査した結果、雨漏りがあるので追加補正したと極端に言ったらそういう話のように聞こえましたけれども、そうではないんじゃないですか。もっと早い段階から雨漏りは解っていたはずですよ。そういうことで前任者からの引き継ぎも当然あったと思うのですけれども、今現在の考え方として、雨漏り工事の方を優先するのか、釣り天井の耐震の方を後からやるのか。その辺の考え方が示されていないのかと、私は先ほども言いましたように雨漏りの方が先だろうと、耐震化のたまたま今回気が付いて設計の誤りがあって、合わせて雨漏りの工事を1,962万4,000円追加するというようなことになりましたけれども、その辺やっぱり真摯に答えてもらいたいと思うのですよ。

これは、やっぱり雨漏りの方を先にやるべきだったと、合わせて耐震化の部分については補助金も入ってくるし、そういう事で早目に発注しなければならないということで、予算要求したというような話であれば解るのですけれども、全然、雨漏りの方もまるっきり予算要求も何も無くて耐震化だけはしたら、雨が降ったらまたそこで腐ったりしますよね。その辺、今後に向けてのこともあると思います。色々な工事がこれから出てくるとは思いますけれども、そういうことの考え方をきちんとすべきだと私は思うのです。

それと工事の関係ですけれども、工事については今9月補正で議決された場合、耐震化工事と雨漏り工事、これは場所が違うから同時発注なり別々に発注するにしても出来るのですが、設計の内容ですけれども、雨漏りの部分については寒冷使用になっていますか。これから寒さを迎えますので、これが短期間に出来るというのであれば、寒冷使用設計の見積もりがそうなっているかどうか。その辺を確認したいと思います。

そして耐震工事ですけれども、当初は当初予算で計上されましたから、5月くらいに発注して10月に終わるという話でしたけれども、これから工事期間を取って発注するということになると、年度内に果たして出来るのかどうか。出来ないとすれば予算を繰越明許も視野に入れて考えなければならない訳ですけども、年度内に確実に出来るのかどうなのか。

それともうひとつ利用団体の関係ですね。当初は10月までに工事を終えるということで、1番支障のない時期に発注をするというようなことで、当初予算計上されていたから、今後10月以降の行事に支障がないのかどうか。その辺についても、お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 今回の商工機器のスライサーオーバーホール機1台につきましては、これはとろろ昆布を製品化する機械、それと変動式のエンドレスシーラー機、これは賞味期限を表示する金属探知器付きウエイトチェッカーというのは、だし昆布を製品化する機械と聞いております。会社名は株式会社北連です。以上です。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（箱石雄彦君） 再質問にお答えいたします。文化センターの雨漏りについては、その時の降雨の状況、南風がついてくると酷くなるという状況があるのですが、その時の天候の状況によって風のない雨漏り、例えば雨が降っている場合でも、まるっきりないという場合もありまして症状が様々な状況であります。

先程も申し上げたのですけれども、この耐震工事の補助と社会資本整備総合交付金を使う制度が25年度から27年度の3カ年の時限立法ということでなっております。設計を25年度で予算計上してやったのですけれども、この要項が定まったのは今年の2月です。自主的に工事を施工するそれに基づいてやる期間とは2年しかありません。自主的にこの交付金と補助金を受けることを断念したのですけれども、そういうことで、緊急性を要するというので、この補助制度に乗っかる為に原課としては、こちらを優先したということになります。

次に利用団体の関係ですけれども、最初に建設課の方から、これからの工期、あと総務課から聞いたところ10月の議会の議決をとってから、10月の中旬から3月の中旬くらいの5ヵ月、150日の工期ということを知っているのですけれども、その中で大ホールを使う利用団体については、こちらの主催事業、共催事業を全て6月に解った時点で代替施設は全部押さえております。その理由を原課にお知らせして代替の施設を確保したということです。たまたまどうしても大ホールを使いたいということで、3月の行事については一部4月に繰越したいという申出が出てくる事業が2つ程あります。冬期工事は建設の方からお願いします。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） まず防水工事の関係で、寒冷化にこれからかかる中で出来るのかというご質問でございますけれども、防水工事は通常この程度ですと1～2ヵ月程度で終わると考えておりますので、冬期には掛からないというふうに考えております。

本工事の方ですけれども、10月に発注したのであれば年度内に間違いなく完了すると考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 産業振興資金の方ですけれども、1件で北連に補助するということですね、良く解りました。

それで文化センターの方に入っていきますけれども、補助制度が切れるので、そちらの方を優先したと、結果的には鉄筋不足が見られたので、その補助金は見送って緊防災で行うという形になった訳ですね。これは結果として結果オーライだったと私は理解するのですけれども、鉄筋の不足が見つからなかったら、そのまま工事されていたんですよ。そして雨漏りがどんどんすると放置されている訳ですから。今日もそうですけれども、札幌市辺りも集中豪雨で凄い雨ですよ。全部終わってしまって、ああいう雨が降ってきた時に果たしてどうだったのかと。その辺の物の考え方というものを、どこを優先するかということ、まずはっきりしないとダメだと私は思うのです。

例えば道路だって、ただ舗装すれば良いというだけではなくて、側溝が埋まっている段階で側溝の掃除もしないで舗装をかけると果たして、それで良いのかというのと同じですね。どちらを優先するか、まず道路を守るためには水を流れるようにしなければならないと、それと同じで文化センターの天井を守っていく耐震補強をするということが優先であれば、まずそこに行く前に雨漏りを先に直すというのが原則でしょう。いくら補助事業の関係があるからというけれども、結果的に補助金を減額して緊防災を使うということになった訳ですから、今後の教訓という形で理解していただければと思うのですが、その辺、再度お聞かせいただきたいと思います。最後ですから。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） ただいまのご質問にお答えします。

物の考え方といいますか、どちらを優先するかというお尋ねでありました。今回6月の長雨で雨漏りがするということが確認されたことから、今回の耐震工事に合わせて実施をします。今まで頻繁に雨漏りがしていたという状況ではなくて、天井に染みがあるという程度でしたので、この関係については、今回耐震の工事に合わせて財源的な手当

もありますしタイミングも合いましたので、今回この予算と一緒に合わせて防水工事もしたいということで、予算計上させていただきました。以上であります。

○議長（波岡玄智君） 5番成田議員。

○5番（成田良雄君） それでは4点について説明、回答をお願いしたいと思います。

まず21ページの2款総務費で、1目一般管理費の地方公共団体情報システム機構負担金でございます。これは先の全員協議会で説明ありましたが、マイナンバー中間サーバープラットフォーム利用負担金66万3,000円、それで説明では、全国2カ所に設置ということでもあります。そういう意味で浜中町が全国の1カ所に選定されて設置ということになるかと思えますけれども、このマイナンバー中間サーバープラットフォームの内容と、どういう情報システムなのか。また全国2カ所に、この浜中町が選定された理由ですね。まずこれをお伝えしたいと思います。

次に25ページの、4款衛生費2目予防費の新規の予防接種料でございますけれども、説明の中では肺炎球菌65歳以上で35名とこのように説明されました。肺炎球菌が定期接種となったということに伴ってのことでございますけれども、この内容と65歳の35名という対象者について、35名というのはどういう対象者になるのか。その点説明をお願いしたいと思います。

次に27ページの、5款農林水産業費1目農業委員会費の農地台帳システム改修委託料でございます。改修内容についてお伝えしたいと思いますけれども、今まではどういう台帳システムだったのか、それで今回どのように改修し、そのように変わっていくのかということの説明をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、29ページの5款農林水産業費の4目港湾管理費、霧多布海岸防潮堤嵩上改良概算設計委託料となります。これは説明で1.9キロと、陸閘変更に伴ってという、嵩上工事になるのではないかという説明がありましたけれども、どのような工事内容によつての設計委託料なのか。それとそれに伴って波返しの高上だと思えますけれども、今後どのような改良工事を計画していくのか。この4点について、ご回答願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） それでは歳出21ページの、地方公共団体情報システム機構負担金66万3,000円でございます。これにつきましては、国の社会保障、税番号制度、いわゆるマイナンバー制度にかかるシステムの構築分でございます。

今回これにつきましては、地方公共団体情報システム機構という機構がございまして、全国2カ所に分けて拠点を設けまして、いわゆるクラウド方式と言って、そのサーバーに町の方から情報を取りに行くといいますか、そういうことでのシステムを構築するための負担金でございます。これは全国一律で基準を決めまして、主に人口の割合で本町は66万3,000円となっております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 25ページの感染症対策に要する経費、扶助費の予防接種料助成の内容についてご説明いたします。

新規の肺炎球菌ワクチン、高齢者65歳以上に対して65歳以上5歳刻みですので、65歳・70歳・75歳で100歳以上まで対象の方がいらっしゃいますけれども、10月1日から開始をいたします。予防接種の委託機関、委託をして委託契約を結ばせていただく機関に対する接種料につきましては、当初予算で対象年齢に対して約35%程度の予算を見込んでおりました。金額としましては68万7,920円の予算を組んでおりましたけれども、この度の補正に関しましては、契約をしていただけない医療機関というのがございまして、一度全額を窓口で支払っていただいて、自己負担が3,000円というふうにさせていただこうと思っておりますけれども、3,000円分を差引いた額をご本人に償還払いをさせていただこうと思っておりますので、契約ができなかったら医療機関に掛かって、予防接種を受けていただく為の35名分ということで、今回補正をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農業委員会局長。

○農業委員会局長（上田幸作君） 予算書27ページの農業委員会事務局に要する経費、農地台帳システムの概要ですけれども、まず今までどのような概要だったかということですが、浜中町農業委員会では、正確には農地基本台帳という形をとっております。それは基本的に農家の農地の状況等につきましては、今までは電子化といいますか、パソコン上で農家の一戸当たりの農地の利用状況等につきまして、パソコンで管理しております。

これにつきましては、法的には規定は今までなかったんですけれども、ある町村によっては紙台帳で管理しているところもありますし、浜中町のように電子化で管理しているところもありました。この度の補正のお願いというのは、今まで町がパソコンで管理

しておりました部分が、昨年12月農地法が改正になりまして、いわゆる農地中間管理機構の法令ですとか、そういった関連がありまして、農地基本台帳の内容を全国の農業委員会で法的にきちんと整備しなければならないということが義務付けられました。それに合わせまして、今まで管理していた項目が変わっております。

例えば、先ほど申しました今までは基本的な考え方としては農家1件、経営者がどのくらいの農地を使っているなど、その内容を管理していたのですけれども、今回は基本的には今では農家ごと属人的なものだったのですけれども、この度の改正によりまして、農地ごと農地一筆に付き誰が持っているか、誰が利用しているか、どのような使われ方をしているか、それから農地に関しては賃貸借等も結構ありますので、それらの借受者がどうだということで、今までの考え方と変わりました、属人的なものから属地的なもの、土地に考慮した形での変更の項目が変わりましたので、この度のシステムの補修となっております。その大きな要項としては、今まで報道がありましたように農地中間管理機構というような今後の農地の集積、それから効率的な使い方を更に進めようということでありまして、全国的な利用者の公募などをする為にも、こういう農地基本台帳の電子化といいますか、パソコンで処理をする電子化をした上で、それをきちんとインターネット場等で公表できるようなシステムにする為の項目の変更に、この度お願いしているということでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 港湾管理費の委託料についてお答えいたします。

防潮堤の嵩上改良設計の委託料の関係でございますが、これにつきましては25年2月に設計津波推移というのが公表されております。公表結果ですけれども、霧多布地区においては、TP、東京湾平均海面で言われていますけれども、高さで行けばプラス5.1メートルと公表されています。

霧多布地区の防潮堤につきましては、現在4.5メートルの高さしかございません。そういうことから霧多布地区の海岸1.9キロをTPの5.1メートルプラス10センチの5.2メートルまで、70センチの嵩上をしようとする概算設計を委託するものでございます。合わせまして、陸開の改良も伴いますので、それらの設計5基分と現況調査の測量ということで、それらも含まれております。それと合わせまして水取場の方の建設海岸、これは北海道の管轄になりますけれども、9月17日同じく入札になると思っておりますけれども、そちらは1.2キロメートルの予定で今進んでいるはずで、霧多布

地区を防護する為には、やっぱり建設海岸と港湾海岸同時にやらなければ効果がないということで、今同時に進めようとしているところであります。

今後の計画でございますけれども、所管は北海道の方になりますので他の防潮堤につきましては、今のところ時期の計画というのは、未定ということで伺っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 2款総務費の一般管理費の件については解りました。各町村での負担金ということで、マイナンバーのサーバーを設置して、そこにいくということで解りました。

ただ今後、これによって職員といいますか、町の事務負担などは軽減されるのか。また町民にとってどうなのかということをお答えをお願いします。あと25ページの2目予防費了解しました。委託機関が出来なかったのは何処なのか、名前を公表できれば良いですけれども何件なのか。そして利用者に対して、一旦3,000円を負担して、償還払いで差引きを負担するということでございますけど、この委託ができなかったということはどういうことなのか。今までも相当な機関で委託されていると思いますけれども、その点説明をお願いしたいと思います。

あと農地台帳システムでございますけれども、そのように変わるということでございます。そういう意味で担当の利便性どのような利便性なのか、またそれに伴った一筆一筆ですから調査をしなければならないかと、賃貸の関係もありますから、そういう意味で情報はあるかと思っておりますけれども、この調査において今の体制で出来るようになるのか。

また、地主にとっての情報提供というか、そういう面で今後どのようにそういうシステムを導入して、地主に対してどのような情報提供をしていくのか、その点もう一度お願いしたいと思います。

29ページの嵩上の件については了解をいたしました。70センチを嵩上するというところでございます。何れにしましても、防潮堤は町内で18キロくらい延々とありますけれども、霧多布地区は勿論でございますけれども、今後、早急に嵩上出来るように、担当課でしっかりと訴えていくべきかと思っておりますけれども、その点は町として今後どのように18キロメートルの防潮堤をどのくらいの計画で嵩上していくのか。考えをお答え願いたいと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 再質問にお答えいたします。社会保障税番号制度でございますけれども、これは国において今進めている制度でございます。以前から国民番号制度など色々ありまして、今回このような形になったので、それに対応しようとするものであります。職員の体制でございますけれども、今いる人員の中でシステム構築と対応していきたいと思っております。また町民にとってということでございます。町民にとって多分私の番号が付きますと、私の税情報や社会保険、今後国民年金などそういう一括管理が出来るということになります。そういうことで、例えば窓口に行って何番ですと言った時に色々な情報が瞬時に解るということになります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 委託契約ができなかった医療機関は何処なのかというご質問でございますけれども、厚岸、浜中の医療機関に委託契約のお願いをしましたが、町立厚岸病院さんが厚岸町自体が自己負担分を町に支払って、そして全額で委託契約をしているらしいんです。それで厚岸町と同じ取り扱いをしていただけないかということでは、言われまして、他の医療機関が自己負担を窓口で支払っていただいて、接種費用の自己負担を除いた他の額を請求していただくという方法をとっておりますが、厚岸町立さんは町自体で町の方に自己負担を支払って、全額で委託契約をしているということでしたので、浜中町の方法の自己負担を窓口で支払っていただくということは、とても煩雑になるので、そのような形では契約できないということになりましたので、それでは全額を支払っていただいて、残った分をご本人にお返しするという形を浜中町では取らせていただくことになりました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農業委員会局長。

○農業委員会局長（上田幸作君） まずご質問がありました利便性の関係でございますけれども、今までも電子化といいますか、机上にありますパソコンを通じて、諸々の農地基本台帳、それから地図データ等の利用を便利良くといいますか使っておりましたので、その内容が若干変わりますけれども、事務的それから毎月1回やっております農業委員会の総会等の資料などの利便性というのは、いわゆるソフトのバージョンアップということでございますので、利便性につきましてもアップするものと思っております。

それから、2点目の農地ごとの管理というお話の中から、色々な情報や調査が出てくるだろうということでございますが、今までの保存しておりますデータといいますか、

バージョンアップ部分になりますので、特別改めた調査というのは、今までのデータが引き継がれますので、特に必要はございませんけれども、この度バージョンアップと言いますか改修するに当たり、正式に法律化されたことに伴いまして、いわゆる住民基本台帳の関係、それから町で管理しております固定資産台帳との関連、それから地籍図との関連が今までも付け合わせながら随時修正等してございましたけれども、この度は、それもきちんと法律化されておりますので、その辺の簡単に言いますと付け合わせするソフトの改修も、この中に含まれておりまして、例えば住民基本情報、それから固定資産情報、地籍情報の専門的にはCSVファイルというファイル形式に吸い上げたものを機械の中で突合して行くというシステムのファイルもこの度の改修に入っております。多少そういった部分がまだ実際手にしていない、今後この年度中に完成させる予定ですので、その部分が1回業務的には増えるかと思っておりますけれども、今の体制ではやっつけていける予定でございます。

それから3点目、それらに基づいた情報提供の関係でございますけれども、これらにつきましても、昨年の法改正で法令化されております。情報提供につきましても、大抵大まか三段階のパターンで出てきますけれども、一段階はその農地情報を広くインターネットで公表するというふうになりました。それは個々の農業委員会毎に公表するというのではなくて、この度のソフトウェアのバージョンアップの中にも組み込まれましたけれども、全国の農業委員会の持っている農家地図情報を、全国農業会議所というところがデータで吸い上げて、会議所が一元的に全国の農地を公表するというようになっております。

それが一段階、農地の公表の状況になりますけれども、その他に広く公表する必要はないのですけれども、今までも公表はしていなかった訳ではなくて関係者につきましては、随時公表していた部分ですけれども、所有者の名前や名称、それと農地の賃貸借の状況など誰が借りている、誰が利用している、誰が相続して使っている、そういった部分はそれぞれの農業委員会の窓口で紙ベースでの公表それから閲覧、見ていただけるということになっております。

それから、それは氏名程度までで、更に三段階としましては、所有者や利用者の住所、それから賃貸借の根拠、賃貸借の例えば何年借りているだとかいう細かい部分まで、窓口で出来ない部分もあるのですけれども、最初の質問の中でお話ししまして、農地中間管理機構などが貸し借りたい人を9月からも公募しておりますけれども、その農地中間管理

機構に必要なデータを簡単に言えば、私どもの農業委員会のデータから吸い上げて、その農地中間管理機構北海道農業公社の方に渡すという、そういうシステムも組み込まれていることとなりますので、広く言えば今言いました三段階での公表ということが、法的に義務付けられております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 防潮堤の関係でございます。霧多布港の防潮堤につきましては、概算設計にもよりますが、その設計の内容によりまして、来年度整備計画を出す予定となっております。その中では実施設計を含めて最短3カ年、最長で5カ年ということで、その期間内で完了することになっております。北海道の管理する防潮堤につきましては、現在も強く要望しておりますけれども、更に今後要望を強めて参りたいと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 33ページの文化センターの改修に関することについて、お伺いします。

追加工事の負担分については質問がありまして、その内容については了解いたしましたけれども、実際にコンサルタントが付いて、コンサルタント料というのはいくら払われているのかお聞きしたいのと、追加工事に対してコンサルタント前のコンサルタント使用しているのかどうなのか。今後このコンサルタントに対してどういう取り組み方をしているのかということであります。

というのは、実際に計上がされていなかったということが、判明した訳ですね。それはコンサルタントの責任であるんですね。こういうちょっとあり得ないことが起きたということなので、その責任は今後このコンサルタントを使うのか、使わないのかということにも発展すると私は思うのです。そういう点で、例えば何ヶ月間の入札権はない、あるいは指名しない、そういうことは考えておられないのか。あればお答え願いたいと思います。

それから、もう一点につきましては、この文化センターの改修工事、直接ここに関わる管理するところ、これは教育委員会なのか何処なのか。部内でのチェック体制は何処が責任を最終的に持つのかということです。というのは、お答えになっているのは費用については色々教育委員会の方から答弁され、工事については建設課からされというふうに、縦割りみたいな感じを受けるんです。私はそういう面で今後こういうことが起き

ないようにチェック体制を確立するんだと答弁されて、あるいは協議会でもそういう答弁をされている訳ですけども、具体的にどういう格好でやるのか、この点について明確な回答が出来るのかどうなのか。今後こういうことが起きないようにチェック体制をどう確立するかという点で、お答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） まずコンサルタント料ということでございますが、25年度に調査設計契約してございます。181万6,500円で設計契約してございます。

それと今年度のコンサルへの対応ということですけども、実はこの工事の発注に当たりまして、指名選考しまして告示をしました。その際、鉄骨の計上漏れが発見されたので、これは重大なことだということで、設計していただきました業者にも当然この旨をお話しました。

そうしまして、実は6月遡りますけれども、6月5日の日にそういう事実が判明しまして、6月9日ですけども、会社の責任者の方が見えられました。その際、口頭での謝罪もありましたけれども、今後、一定期間入札の辞退をするということになってございます。それを受けまして町としては、当然チェック体制もありますけれども、それ以降取り入れまして、およそ半年間指名をしないう形を今取っている状態でございます。今回新たに追加工事等の設計をしてございます。

また、鉄骨の漏れの設計もありますけれども、その分については、支払の発生はしてございません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 工事のチェック体制といいますか、まず出来たものに対しては、当然、設計者でありますので設計、積算の工事監督ないし委託の業務担当という形で原課というか、建設課で出来たものが設計書、設計図どおりであるかということの確認いたします。

○議長（波岡玄智君） 副町長、原課で答えられる問題ではありませんので、縦割り行政じゃないかと、その辺きちんと説明してください。

副町長。

○副町長（松本賢君） 質問にお答えいたします。教育委員会、建設課、そして更に契約関係は総務課であります。そんなことで予算を付けるのは財政ですが、まず建物を改修するあるいは新築するという前には、担当課が必要性を基に色々企画をしまして、ど

んな施設を立てる、どういう改修をするという構想を立てます。その為に補助はどうだ、あるいは起債はどうだというのが確定してから財政と協議をいたします。

それで工事のベースというのは設計の関係ですけれども、設計は建設課から、契約担当から設計業者にそのやり取りをして、チェックについては建設課が成果品についてはチェックをいたします。最終的な検定は総務課であります。そんなことでチェック体制と申しますと、現場で業者とやりとりする担当は建設課に居ります。工事もそうです。それで町と業者の間を円滑にして工事が予定どおりに進むような、そういう役目を果たしておりますので、今回の設計については、業務監督の担当と相手の業者とのやりとりで、その結果として検定は総務がやります。

これは縦割りということになります。例えば教育委員会で全てその部門を持てるかということと中々持てないんですね。教育委員会の中に契約担当がおり、更には技術の建設部門があるというのは、中々こういう小さい組織では、実現が不可能ですので多くの自治体が小さい町村も含めまして市もそうですけれども、縦割りといいますか、総務は契約、技術的には建設課、そして後は教育委員会問わず必要なものの改修、あるいは建設については各担当課になっております。

したがって、今のシステムでは一元的に、例えば教育委員会あるいは色々ありますけれども、水産課あるいは農林課という中で今言った中身についての一元的な事務の流れについて所管はされておられませんので、今後もそんな形で進むと思います。あとは各課の連携、自分たちの担当をいかにしっかりやるということについて、あとは他部門との連携を図りながら、そしてまた技術的には建設課が中心となって設計なり、工事の遂行状況を確認しながら完成に向けるという形になっておりますので、今後ともそういう形で進むかと思っております。問題は連携だと思っております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 十分な答え、納得いかない部分あるのですけれども、私は実際にこの文化センターの改修工事の発案は、これを改修しなければならないというのは、教育委員会でやるということですよ。そうしますと、どのくらいの規模になるのかというは、当然そこで詰めていくということになると思います。詰めてコンサルタントにも相談しながらということになるのですか。それとも総務課に行って、そこで契約が成り立って進むのかどうなのかということが、今回、この問題が起きた原因は何処にあるかということが曖昧ですよ。工事の確認は建設課でやりますよ。契約は総務課ですと、

管理は教育委員会ですということになりますと、このチェックが何処で発生したかというものが問題です。それが何処かはっきりしない、そのままずるいけば再発が起きる可能性というのが十分ある訳です。三者の連携をやるとお答えになりました、そこに今亀裂があるということになれば、そこがうまく行ってないということですから、その点はどういう点がうまくいっていなかったかということを確認にしないと、再発防止は出来ないと私は思うのです。何とかうまく連携を取ってやれば、再発は防げますという答弁でしか聞こえない。

だから今度の問題というのは最初に何処も気付かなかったと。外部からおかしいのではないかとと言われて気付いたんでしょう。こういうことはやっぱりあり得ないことだと思うのです。そういう面で、どういう考え方をされているか、もう一度具体的に最終的に責任を持つのは町長でしょうけれども、実際は実務上何処がやっていくかという点です。何処が弱かったかという言い方は語弊あるかも知れませんが、うまく行かなかったのを明確にするべきではないかと言うことなんです。その点はお答えになっていないと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） この問題について委託業務技術を審査するのは、やはり建設課、要はそのものに精通する技術部門は建設課と考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 今回の問題は2つあると思っています。ベースである耐震化工事、それにつきましては内容的には、建設課が内容をチェックして、ベースであった設計についての精査をすべきであったということでもあります。

それに絡んで検定もありますが、技術部門のチェックの問題だと思っています。それから竹内議員からのご質問は、教育委員会としての福祉施設をどう捉えるか、そしてまた同一の施設でありますから、そんな問題も抱えております。そういう意味で、それぞれのやるべき事をしっかりやるような形で、そして連携をとりながらということでもありますので、責任は私と町長です。どちらかというとな私の方があるのかと思いますけれども、実務ですから、そんな意味では建設課は私どもの責任ですけれども、建設課で技術的なチェックをする、それから工事をどうするかということについては担当課、今回の場合は教育委員会ということになります。そう思っております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） まず管理されている教育委員会の方で、こういう工事をやりたいという事が上がってくる、そして出来上がった設計図に基づいて、チェックや費用は建設課でやる、出来上がったものも建設課できちんと見るということですね。

そして、それがきちんとチェックできたら、それは総務課に行って契約が成り立つということですか。そういう流れとして理解してよろしいですか。今回の場合は管理の部分で教育委員会では担当課に落ち度はなかったと、問題は建設課にいて、それが見抜けないまま契約がされたという流れで理解してよろしいですか。

そうすると、建設課でもう少しチェック体制を出来るような陣容なりの体制を整えるということが、今後、再発防止に必要な措置だと理解してよろしいですか。その為には、もっと建設課を強化すると、あるいは人員を資格がある人を含めて体制を組み直すというような考え方を持っておられるのか。今の体制を何とかして維持して強化していくということなのか。そこの辺りどうですか。明確に答えていただきたいと思います。

こういう方向で再発防止をするということであれば納得いくのですが、そのところもう一度解るように説明願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） それでは一連の流れについて説明したいと思います。

今回の文化センターの耐震ということですが、教育委員会の方でこういう事案があるんだということがまずあります。予算付けもございます。それに対して今回の場合は町が設計積算できないものですから、調査設計を掛けて去年設計をした。その設計書を検定して受け取って、26年度それに基づいて工事費の予算計上をしたということです。それに基づいて、総務課の方で設計書がありますから発注をして、その際に今回の鉄骨漏れが解ったということになります。通常であれば工事の発注をしまして現場に入りますと、現場の当然監督ということになりますけれども、場合によってはコンサルの方に現場の管理委託をする場合もありますし、町の建築の方で直接現場を管理する場合もあります。それをもってその後完成になります。そして完成後においては、私ども総務課の方で検定をして物件の引き渡しを受けるという流れになります。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 今総務課長からお話ししたとおりでありますし、人力的な問題であります。最小の経費で最大の効果ということでもありますし、予算も有限であります

から、職員は大変でしょうけれども現体制でしっかりと、そのことを自分の責任を果たすように、それぞれが意識して頑張るのが町民に対しての勤めだと思っておりますので、過去にもずっと今まで現状の体制できまして、問題はほとんどない状況でありましたが、近年そんな状況が散見されておりますので、また更に職員も自分の責任を自覚しながら、町民の皆さんの信頼を欠くことのないように、何とか私ども含めまして頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくご理解ください。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 2点について質問いたします。順番が少し後先になるんですけども、まず今の7番議員、8番議員さんの教育費の文化センター工事の問題についてであります。今答弁聞いたのですけれども、私、率直に言いまして、近年この発注コンサルタントに設計依頼して検定をやって、それから建設関係も出来上がった時点で検査もして、ハンコを押すというような状況があったのですが、幾つかやはり検定はしているけれども、誤りを発見できなかったという部分がある。この部分で言えば、たくさんのお仕事をやって100のお仕事あったとします、そのうち98のお仕事で間違いはなかった、ひとつふたつ間違いがあったということはあると思うのです。でもこのひとつふたつが大きな問題に仕事も大きいし複雑な問題になっていて、そうした場合に我が浜中町の技術関係者は、これは失礼な言葉に当たるかも知れませんが、それを発見出来る程の力量があるかないかという問題があると思います。

私、建設関係はよく解りませんから、こういうふうが続いてくると、たくさんのお仕事の中でもそんなミスが起きると副町長の答弁で言いますと、何か努力すればこれはなくなるんだというような答弁ですが、そうは言っても私はやっぱり理事者の方に責任があると言いつつも、原課の専門職の方に責任がどうしても被さってくると、これが大変重荷になるのではないかと思うのです。

ですから、力量以上の仕事が被さってきた場合に、中々複雑で発見出来ない部分があると、そこをフォローするような機構そういうものを設けて原課の責任にならないような安心して検定も出来る、しかし例え誤りがあっても原課の責任にならないような、そういう機構を作るといふような考えは、私ずっとこの間思っていたのですけれども、そうすべきではないのかという事をひとつ質問したいと思います。

もうひとつは21ページの一般管理費の中の、その他一般行政に要する経費、弁護士

報障78万6,000円の件につきまして、私説明の中では、そういう行為があって、そういう行為に対する弁護士ということで、この件については、大分前からこのような大きな数字ではないですけれども、挙がっていたように思います。

この際、いつまでこれは続くものなのかということも含めまして、もう少し事細かに質問したいと思います。まずこの事案についてです。何年何月に起きた行為か、提訴は裁判所に提訴したのか人事委員会に提訴したのか。そういう行為が実施された時間帯ですけれども勤務時間前、何分あるいは何時間そういう職場離脱と、そういうことがあったか無かったか。

それから職場を離脱したというのであれば、その離脱の目的というか、争議の目的それはどこにあったのか。それから処分が職場離脱といったら賃金カットがあると思うのですが、賃金カットは何時間分いくらで、それから処分の内容は戒告だったのか、訓告だったのか。嚴重注意で口頭だったのか、文章だったのか。その辺の内容を示していただきたいと思います。処分は浜中町独自で教育委員会で処分をしたものなのか、道教委の指示に従い処分をしたものなのか。現在その処分に対する評価はどのようなものか。組合で指示してやったことで、相手は道教委だと思うのですけれども、この78万6,000円というのが、なぜ浜中町で支払わなければならないのか、これは道教委がまとめて、給与をもらっている相手は高校であれ、義務制であれ道教委ですから、こういう問題については、道教委が一括して対応するというふうになれば、町教委がこれだけの金額を払わなくてもいいということになるのですが、その辺の関係について説明していただきたいと思います。

また78万6,000円という金額ですが、これを見れば一般財源かとそういう財源になっていますけれども、道からのこれに対する助成というか、この裁判にかかる費用について何らかの支援があるかどうか。その辺お答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） チェックできないがまさに、このような問題になったということで、その原因が発見出来るだけの力量があるのかというご指摘であります。

更には、努力すれば全てが解決すると、力量以上の仕事があることによって、今回の問題に繋がるということでもあります。原課の責任にならないよう誤りのないようということではありますが、まず今までもずっと工事は発注していましたし、今以上に過去景気の良い時代には、もう1日に数十本ということもありましたのですが、そんなことでは

やはり技術的に専門性のあるものについては、業者に発注をして、その設計の基に成果品として設計書をいただいて、設計者の基に工事を進めるという流れで現在までできております。それで人数的には体制を組むということになりますと、専門性のある職員、能力のある職員をということになります。建築にかかわらず、一般事務の行政の中でも、やはり人数は多いに越したことはないと思っております。

その業務を人数でカバーする、あるいは専門性のある有能な職員を確保するということが課題ではあります。やはり有能な職員を採用して、しっかりと町民の負託に答える組織を運営するというのが、我々一番の重要なテーマであると思っておりますが、人数は多い方が良くと思っておりますし、原課の責任にならないようにということで、あるいは言い方が悪いかも知れませんが、役場が町民に対して役場の責任にならないようにということにも繋がるかも知れません。

そんな意味では、やはり自分の分担で責任を自覚しながら仕事を進めると、そして大元は町長と私が責任を持ってということでありますが、それを力量以上の専門性がなければ、この様なミスは、またこれからもあるだろうということですが、その前にやはり現在の問題が何であるかというのを、しっかり担当者の中で課題を見出して、今後どうしたらミスを防げるようにして行くのかということ、職場内でしっかりと考えていくのが、まず今明日からの仕事をやる上で大事ではないかと思っておりますので、体制につきましても、技術部門は過去より体制は整っているかと思います。分散して組織も分けながら、あらゆる担当をひとくりにしないで、技術部門については建築・土木・下水道ということでやっているつもりでおりますので、職員は大変でしょうけれども、しっかりと自分の責任を全うするように頑張っていくしかないと思っております。それしか当面の解決の方法はないと思っております。繰り返しになりますけれども職員の努力と、我々が職員に対する指導によって、今後どうなるかというのは決まっていくと思っております。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 21ページの弁護士にかかわる補正予算について、教育委員会の方からお答えを申し上げます。7点の質問があったかと思うのですが、順番にお答えしていきます。事案の経過でありますけれども、何回か行政報告の中でお話を申し上げておりますけれども、この事案につきましては、平成20年1月30日に北海道教職員組合が、当時査定昇給制度の平成21年度導入に抗議し、始業前1時間ス

トを実施し、当時、霧多布高等学校の組合員でありました教諭がストに参加した事案であります。

このことに対しまして、浜中町教育委員会が同年3月18日付で戒告処分をし、これは1時間の賃金カットをした処分であります。当時この教員につきましては、この処分に対して不服申し立てをしまして、同年3月21日に釧路公平委員会へ不服申し立ての審査請求を起こしております。この事案に対しまして、釧路公平委員会では6回の争点審議、または3回の口頭審議を行いまして、平成24年7月6日に浜中町教育委員会が請求者に対して起こした戒告処分は、承認するとの裁決が出されました。この裁決を持ちまして、平成24年10月30日に教諭は釧路地方裁判所へ訴状を提出しました。24年から審議をされまして、本年26年7月22日に原告の請求を棄却する裁判の判決が出されております。

なお、8月1日付でこの教員につきましては、控訴の手続を釧路地方裁判所へ起こしており、これからの裁判につきましては、札幌高等裁判所へ場所を移すこととなります。

2点目の目的等については、経過の中でも申し上げましたけれども、再度申し上げますと、北海道が北海道教職員の査定昇給制度を、平成21年から導入することに対しての抗議の部分と、北海道が北海道教職員の給与の独自削減措置を、平成20年3月限りとすることを約束しながら、この約束を反故にしたということへの抗議が1点です。

2点目としましては、北海道教育委員会が翌年の21年度から査定昇給制度を導入することへの反対する為の抗議、この2点の理由であります。また処分の内容につきましても、3月18日付で浜中町教育委員会が戒告処分を教育委員会で決定をして、当事者に処分決定の通知をしております。処分の評価はどのようなものなのかということですが、北海道でも1万人以上の教職員が、この事案に対してストに参加しております。北海道教育委員会としても、これについては処分をしておりますけれども、浜中町教育委員会として処分決定した理由については、地方公務員法37条で規定しております、争議行為の禁止に当たることからの戒告処分を科しているものであります。

また、78万6,000円を浜中町が払うのかの質問につきましては、霧多布高等学校の教職員につきましては、町の職員でありますので、町の予算の中で先生方に給与を払っておりますので、浜中町が控訴されておりますので裁判等についての費用については、当浜中町が支払うものであります。

また、財源は道からの支援はあるのか無いのかという点でありますけれども、前の答

弁にもありますけれども、浜中町が当事者でありますので、道からの財源支援等はないことから、浜中町の一般財源で予算化するものであります。ご理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 初めに工事費、工事の責任問題、その事について今の副町長の答弁で言えば、原課では一生懸命やっていると、今回の誤りの部分については、設計業者のコンサルタントの責任で町の被害としては、大きな被害はもたらししていないと、向こうの責任で向こうのお金を使ってやるので、こちらの方のミスについての持ち出しはないという事で理解していいのか。

それで私が言いたいのは、ミスによって浜中町が大きな被害を被るような事態が起きないよう、コンサルタント会社へのきちんとした責任を持たせることや、あるいは建設会社が手抜きなしに、きちんと工事をやったかどうかということの責任を持たせるようなことが、更に周知されるならば今心配して質問したような中身は、解消されるのかという気持ちにもなったのですが、そういう受け止め方でいいのかという答弁をお願いしたいと思います。

2つ目ですが、教育委員会管理課長が説明した中で聞けなかったのは、聞き落としたかも知れませんが、1時間当たりの賃金カットがいくらなされたかということです。それから処分内容は解りました。戒告ということで、昇給延伸もわれましたか、3ヵ月と。早朝始業時間1時間にくい込む争議行為だったということで、この小さな町で1人の職員を処分するという事が、今回このようにお金が掛かるという事で、これだけのお金を掛けてまでも、その教員に対して戒める意味で戒告処分をするということについて、私はやっぱり相手も大きな組合の一員としてやったことだろうけれども、浜中町的に考えれば1時間職場離脱したことによって、霧多布高校の教育に大きな損失をもたらしたかどうか。

それから、本人が給与の査定の問題で、抗議の意味で統一行動に参加した、そのことが戒告に値するほどの大きな問題なのか。それは地公法の37条の争議行為の禁止というところから見ればそうですが、私はやっぱりこの町の職員が風紀を乱すようなとんでもない誤りを起こして、これは処分に値するものだというのであれば、私は戒告でもいいかと思うのですが、組員だから自分の権利を主張してそういう行動を行ったと、それに対して教育委員会が何らかの処分を出すというのは、私は当然のことだろうと思うのですが、個人の教員として本職の職務の中で、どんな働きをしているんだと、日常生活

もだらしなくて生徒からも批判を受けてどうにもならないと、それも加えて戒告に値するとか、そういうことも地元の教育委員会であれば、その人間を評価して教育の面で頑張ってもらおうというようなことが、結果を見れば私はもう少し自由に町の教育委員会として考えるべきでないかと思うのです。戒告をすることによって、1時間のみならず人事委員会に提訴する、提訴に行くたびに彼は学校を休むことになりはしないかと思うのです。

そうした場合に、裁判に出掛ける時間帯の彼の勤務対応はどんな形に、職場離脱ではないですね。年休なのかあるいは義務を免ずる義務免なのか。子供たちの教育にとっても大きな損害です。その先生は担任をやったり、あるいは教科をやったり、あるいは私の記憶では部活で野球部の部長をやっていたような記憶はあります。野球部の部長をやったら、土曜・日曜なしに生徒について歩いて、超過勤務どころの話ではなくて、ポケットマネーを出してでもやっているのが、高等学校の部活の先生の姿だと思うのです。そういう特殊性も町として考えながら、処分をやるべきではないのかと思うのですが、如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） まず、今回の誤りはコンサルタントにあるということで、全ての責任はコンサルタントとは思っておりません。やはりチェック体制、発注元としてのやるべきことは規定されておりますので、その意味では我々の責任もあります。

そんなことで町に損害を与えていないかと言いますと、まず今回の予算は耐震化にかかっては間違いについての損失はあります。当初予算の目玉事業でしたから、そんな意味では町内の建設業者の方々は、発注されるだろうという期待感を持っております。予定はすると思います。それがこんなことになりまして、工事の開始が遅れたと、そんな意味でも多大なご迷惑を掛けているかと思っています。

そして、この問題を如何に解決するかは、やはりチームプレイだと思っておりますので、チームとしての力量は個々のそれぞれの職員の力量にかかっているということでありまして、これを如何に専門性のあるものについて、どう対応するかということですが、まず本来の設計はうちの職員がやるという、これは原則だと思っております。

ただ、高度な専門性を要するものにつきましては、他町村もそうですけれども、要するに1つの会社のそれに相応する対応するような力量を得る為の、人員体制を確保するのは難しいというような現状でありますから、他町村もそうですように私も、

高度なものにつきましては外注をします。その上で町はやはり受注した業者さんから我々の持った間違いのないものを上がってくるようなことで、勿論当たり前のことですが、けれども、そうあるべきだと思っています。

しかしながら、今回チェックの問題で業者さんが間違っただということですが、これは全体的に業者との間に立つ業務担当員があります。設計の段階では業務担当員です。その職員と相手の担当者との連携も密に取らなければならないし、職員がチェックするというのを最大限にチェックして行くしかないと思っていますけれども、もし専門性の問題でいきますと、実は工事の執行にあたっては、大きな工事の場合には管理委託をします。工事を如何に我々の意に沿った形で進めていくかチェックをする意味で、管理委託をします。それは外注です。専門性のある業者の方に委託をして、その施工業者がきちんとやっているかどうかについてのチェックをいただきます。

そうしますと今回の設計の問題については、昨年委託した設計の問題についても、もし職員に専門性がないとすれば、それに対しても設計業務が、その業者がしっかりとやっているかどうかについて更に管理、設計の管理をしなければなりません。そういうこととなります。

ですから、やっぱり決定的な解決策ではないということでもありますけれども、やはり職員が職員の力量を高めて、そして組織としての力をつけるという以外に、そして我々は課長にそれを言い続けるしかないですし、課長は課の係長、職員にしっかりと言い続けるしかない。そして町民にこのような事がないように、今後はしっかりと課題を見出して最大限の努力をするしかないと思っています。その意味で、庁舎内一丸となって頑張っていくしかないと思っております。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 再質問にお答えします。当教員にかかわる処分の1時間当たりの単価になりますけれども、1時間当たり2,202円となります。

また処分の決定の仕方についてというご質問ですが、当時の北海道全体としての浜中町教育委員会が処分の決定をした背景を少し述べさせていただきます。平成20年1月30日のストにつきましては、北教組の組合員のうち1万4,482人がストに参加し、北海道教委としまして1万2,551人を懲戒処分としております。世間に与える事案の大きさを想像しますと、浜中町教育委員会と致しましても、市町村立の高等学校の職員であっても処分を軽くすることができないという判断から、この教員に対す

る地公法第29条、第1号並びに第2号及び3号の規定により懲戒処分を科したことでありますので、ご理解を申し上げます。

また、この教員につきましては、同年4月1日付で札幌の高等学校の方に異動になっておりますので申し述べます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 文化センターの件については、ただいまの答弁で理解しました。教育委員会の件ですけれども、今までかかった裁判費用ですね。春にかかった裁判費用はどのくらいになっていて、今後の見通しとしては、どのくらいかかるのか。

それから今、本人はそこに居ないとしても、訴えられているのが町教委なので、そこは戦わなければ下ろす訳にはいかないという部分もあるのですが、これは大変難しい問題ですね。道教委でやってくれ、道でやってくれという訳にはいかないので、そういうことからすれば私は全道で1万4,000人という大きな教職員が動いて、統一行動を組んで、しかも1時間という勤務時間、授業時間に食い込むストライキをやったというのは、とても大きな動きだったと思います。

しかし残念ながら、町民はその組合員が何をやったのかというのが全く解っていない。それだけ大きな戦いをするというのであれば、何月何日に私たちはストライキをやると、そして何日もチラシを捲いて父母の支援も大きく受けながら、俺達はこれをやるんだと、それであれば応援も出来る訳ですけれども、何事もなかったように、今あれから数年経ていながら、この争議なんだったつという、私はどちらかと言えば労働者の味方ですけれども、そういう味方もあるものですら何があったか解らないという、そういう争議というのは力にならないです。教育委員会を脅かす何ものでもない、そういう大きな気持ちに立って、こうやって裁判費用を出してまでやると、そういう無駄を省くというのは、浜中町教育委員会の英断というのもあってしかるべきではないのかと、私はそう思いますが、如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○10番（加藤弘二君） 本件に関する裁判費用の関係でありますけれども、正確な数字は今押さえておりませんけれども、平成20年のストに関して、釧路管内町村公平委員会の費用、または裁判費用含めまして、約90万円程度と理解をしております。

また現在司法の場にありますが、この司法の場での争点につきましては4点ありまして、何れも法律の解釈の問題であります。

1点目は、地方公務員法37条その行為の禁止が、憲法28条勤労者の団結権及び団体行動権に違反するか否かの問題が1点です。

2点目につきましては、このストライキに参加したことが地方公務員法37条1項を適用することは憲法28条に違反するか否かです。

3点目につきましては、本件の争議行為について、地方公務員法37条1項はILO87号条約3条1項、8条2項及びこれは結社の自由及び団結権の保護に関する条約であります。このILO8条2項及び10条に違反し引いては憲法98条第2項に違反するか否か、または本件の処分が乱用にあたるか否かの、この4点が裁判所の中で争点となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 今までのご質問で、今後の見通しでありますけれども、今回予算補正をさせていただきました。札幌高等裁判所への控訴にかかる弁護士費用ということで、これから高等裁判所での審議が始まる訳ですけれども、基本的には1回の審査の後、判決になることが多いと言われております。

しかし相手方から新たな主張が出たり、新たな承認申請が出た場合などは、複数回日数が費やされることも予想されております。先程、浜中町教育委員会としての英断というお話でありましたけれども、高等裁判所の中で多分、和解という形での提起もされるのかと、それはどういった形でされるかは、今後の審議の中でその場合には、一応検討という姿勢は持っております。

ただ、これはもう6年前に当時の町教委がこのストの関係については、田舎であるが故に軽視出来ないという、そういうことも当時の懲戒処分の判断の中にもあったようであります。今、公平委員会でそれを不服として法廷に持ち込まれて、第一審では請求者の訴えを棄却すると、それが今後、高等裁判所に移る訳ですので、この状況を見極めながら、後は高等裁判所での和解、その部分がどういった形で出てくるのか、それを受け止めながら弁護士とも協議をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

(休憩 午後12時 1分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第26号の質疑を続けます。

11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 3点ほどお願いいたします。

まず27ページ、農業委員会事務局に要する経費で、今回の農地法の改正に伴う農地基本台帳システムの改修ということで、先ほど5番議員さんから質問があり、それぞれ説明を受けたので内容は理解したのですけれども、農地台帳の閲覧公表というのは、農業委員会の窓口で行われる訳ですけれども、今度、全国農業会議の方にインターネットを通じて、その情報を流していくということの理解で良いかと思うのですけれども、これで少し気になるのは、個人情報に関係で、全てそのものが要は農業委員会窓口で公表されるものと、農業会議でインターネットで見れる内容というのは、同様なものと理解して良いのか。個人情報に触れるような内容というのはないのかどうか。その辺の確認の意味で質問をさせていただきます。

このシステム改修には、多分道の補助で全額補助、法改正に伴う改正ですから、当然といえば当然ですけれども、このシステムの今後の維持管理についても何らかのこうした補助金が見込まれるのかどうか。その辺について解ればお答えをいただきたいと思えます。

次に29ページ、第三地区の一般農道整備事業設計変更に伴って、事業費の増額補正ということで500万4,000円、全体事業費が確か8,800万円程度だというふうに理解しておりますけれども、設計変更になった理由並びに、どういうことで設計変更しなければならないのか。その辺の中身について、お答えをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから歳入17ページ、国庫補助金の関係で新たに保育緊急確保事業費補助金、696万5,000円というのが出てきました。先ほど企画財政課長の方から補足説明を受けたのですけれども、どういう意味なのか聞いているうちに解らなくなりましたので、もう少し詳しく中身をご説明いただければと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農業委員会局長。

○農業委員会局長（上田幸作君） 農地基本台帳の公表の関係にかかわります、個人情報の内容についての、ご質問にお答えいたします。

先ほどのご質問にも若干触れさせていただきましたが、農地基本台帳、農地台帳のデータのインターネット等で公表するということが、法律で義務付けられた関係の中身についてでございますが、3パターンでの公表というお話をさせてもらっておりますけれ

ども、まず個人情報にかかわる部分につきましては、個人情報保護法等の絡みがありますので、全て公表するというものではありませんけれども、昨年の法改正の目的であります農地の集積ですとか、集約化を図ることを目的にする法律の改正でございましてある程度の部分までは、公表することになります。

まず1つ目の全国農業会議所で、インターネットで全国を一元的に公表する内容につきましては、農地の所在や地番、それから地目、ここで言いますと農地や採草放牧地など、農地の部分の地目と面積、それから、農地の中でも所有者がそのまま利用している部分と、所有者から賃貸等で耕作している部分がありますけれども、それらの所有者と耕作者の種類ですとか、仮に農地を借りているとすれば賃借の期間など、そういった部分のみの地図情報にかかわる部分がインターネット全国農業会議所で一元的に公表される部分ですので、その中で個人の名前などは出てきません。個人の所有者の名前、それから実際耕作している方の名前は各市町村にあります農業委員会の窓口での閲覧なり、それから管理情報での提供という形になります。所有者の氏名、それから借りている方の氏名、それから耕作、実際に畑を耕したり、この辺で行くと牧草地を刈っている方の個人の氏名なり、法人であれば法人の名称までは、農業委員会の窓口で閲覧するなり紙ベースでいただきたいといえ、紙ベースにプリントしてお渡しすることができます。

個人情報の部分の所有者の名前までは窓口で閲覧できるのですが、所有者の住所までは出しません。こういう小さい町ですと所有者の名前、それからある程度耕作者の名前が解ればどこの誰かというのが解るのですが、一般的に公表するのは、所有者それから借入者の名前までです。その方の住所までは出しません。住所等、それから農地を借りている時の賃借料ですとか、いわゆる個人情報の部分につきましては、公表はなりません。その部分は3段階目として先ほどの質問の中でもお話ししました、新しく今年度から設置されもう既に動いておりますけれども、農地中間管理機構の方には住所や、借り入れていけば借入している金額までは、農地中間管理機構には情報として提出いたします。

ですから、まとめて言いますと、インターネットで全国的に公表するのは、農地の部分、面積や地目、地番まで、それから窓口で公表するのは、所有者の名前それから借入者の名前その程度です。農地中間管理機構には、所有者の住所、借入者の住所から借り入れている場合の金額までと、そういう三段階に分かれているということになります。

それから2点目、今回この農地台帳ソフト、簡単にいいますとバージョンアップにか

かる費用と住基台帳情報、個人固定資産情報、それから地籍情報を取りまとめるソフト、それと全国農業会議所に送る為のソフトの改修の部分については、今般の補正で合わせて124万2,000円の補正をお願いしておりますけれども、ご質問のありました、今後の維持管理の部分については、今までも補助等ありませんし、今のところ補助等の制度はありません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 29ページ、茶内第三地区の一般農道整備の負担金の質問であったかと思うのですが、変更の理由と中身だと思うのですが、まず変更の大きな理由といたしますか、今回、設計変更した部分に関しましては、全体の当初の施行計画年度が平成24年から28年、それが全体の工期としては、平成24年から26年と2年短縮されたという部分が大きい要因のひとつということと、もうひとつは河川を挟んでの道路の線形の見直しというのですか、道路安全上の対策としての見直しがあったという部分が大きな変更の内容ということになっております。

ひとつ言えるのは、2年間短縮されて改良と舗装を全線整備するという事になった関係で、どうしても舗装道路の施工期間が冬期の方に食い込んでしまうという事がありまして、冬期の当初路盤材料は再生アスファルトというものを使う予定で、夏場の施工ということをして予定していたのですが、この期間短縮ということになったことによる冬期施工ということで、それを新しいアスファルト材に替えて、冬期施工で舗装工事を行うといった部分が期間短縮によって新たに発生してきたということで、舗装の改良で費用が新たに掛かったという事が一点あります。

それからもうひとつは、河川の前後のところですが、冬期間の道路の安全上のこともありまして、幾らかその部分を環境工からボックスカルバート工という部分に変えまして、そこを少し嵩上げて流量ですとか、そういったものを計算して、その改良の費用こういったものがかかってくることと、安全対策上でそのところに新たにガードロープを設置しなければならないと、そういった部分の工事が新たに加わってきたというところが大きな要因になっております。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 3点目の質問にお答えいたします。保育緊急確保事業費補助金の696万5,000円は、保育所の部分でどういう事業かといいますと、子供育て支援法が平成24年に出来まして平成27年度より施行されます。それに関わる

法律に基づく補助金でございます。696万5,000円の保育所の部分としましては、へき地保育所事業に関わる部分で6名以上の児童数で、2人保育士というところが交付の対象となっております。

それともう1点は、子育て支援拠点事業の国からの3分の1の補助です。へき地保育所につきましては、一カ所の保育所につきまして400万円の国からの補助が2分の1で200万円になります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 第三の農道整備事業について、総体の事業費が当初予算より、これだけの金額が増えるというように理解してよろしいのでしょうか。その辺の確認をしたいと思います。

それから保育支援緊急確保整備事業の補助金についてですけれども、新たな事業によりへき地保育所に6人以上の保育児童が居て、2人以上の保育士が入るところに400万円のうち半分の補助がされると理解してよろしいですね。この事業は今後とも27年度からということですが、これは時限立法ということではなくて、これからも毎年継続して続けるという見込みでよろしいのかどうか。その辺についての確認等お願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今の事業費的な部分のご質問ですけれども、当初予定していた事業費が8,820万円ということで、今回変更して全体の事業費としては、1億1,044万円の事業費になります。差し引きしますと2,224万円の今回予算措置しているのが負担分の22.5%ですので、500万4,000円という形になっております。大きな中身に関してですけれども、先ほど申しました改良部分でいうところのカードケーブルの400メートルは、新たに設置すると言った部分や、あるいは河川の両サイドの急傾斜の排水処理、こういった部分も当初は張り芝工という形で目論んでいたところ流量が激しいということで、そこをU型トラフに変えるなど、そういった施工が加わっています。

それから合わせて、河川の前後のアスファルト舗装の関係も導水の淵石そういったものを施工するといった、アスファルト工に関しても、そういった施工が新たに加わったと、そういったところを合わせて全体で事業費として、今回2,224万円の増額となったということでありまして。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） これからも継続的に続けられるのかというご質問に対してお答えしたいと思います。今までも色々な形での補助がありましたので、この国庫補助に対しての今後のことについては、明確な答えにはならないかも知れませんが、申請していただいているという形ですので、この事業に対してはあと思っています。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 今の11番議員の保育緊急確保事業補助の関連質問でありますけれども、これは2人以上の保育士ということは、散布保育所の他どこなのか。

これは子育て支援ということですから、何か子育て支援のメニューが増えるなど、そういうことに繋がるのでしょうか。その点をお知らせいただきたいと思います。

同じく歳入ですが、19ページの一般寄付金、ふるさと納税で6件ですか。14万円ということで、ホームページの折もふるさと納税のバナーが入りまして、やる気はあったのでしょうか。全然増えている感じはないということで、今後またこのままホームページのバナーで紹介して行くとか募集して行くとか、変わらずやっていくのかどうなのか。

それとも例えば前にも言いましたけれども、寄附された方に特産品のPRも兼ねて大盤振る舞いといたしますか、そういうこともPRして、もう少し増やして行こうという考えがあるのかなのか。その辺聞いておきたいと思います。

それともう1点でありますけれども、23ページ障がい者福祉給付に要する経費でありますけれども、ここの普通旅費、八雲町と島牧村ここの施設に調査に行くようでありますけれども、今まではなかったことでありまして、今年から初めてという事で何故そうなったのか聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 職員2人以上の保育所は、何処ですかという質問にお答えいたします。散布保育所と姉別保育所と茶内第一保育所の3カ所です。

子育て支援のメニューに繋がるどのようなものがあるのかということでしたが、保育緊急確保事業費補助金の交付要綱の中では、色々なメニューがあります。認定子ども園事業や、保育体制強化事業など色々メニューはたくさんあります。浜中町の該当する部分、子育て支援を含めてどのようにという部分については、これからのことになると思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 歳入19ページのふるさと納税に関しましてお答えいたします。ふるさと納税につきまして実績を申し上げます。平成20年度1件50万円、21年度1件5万円、22年度1件10万円、23年度2件50万5,000円、24年度はありませんでした。25年度が4件で120万5,000円です。

本年度ですけれども、これまで7件14万5,000円ですけれども、件数的には増えてございます。それと特産品の関係でございます。今までは、その額に関係なくおよそ5,000円程度ということで取扱っておりました。

しかしながら、少し区分けをした方が良くないかということで、9月1日付けで要綱の一部を改正しまして、5,000円以上1万円未満の方には2,500円以下の特産品、1万円以上5万円未満の方につきましては5,000円以下の特産品、5万円以上方につきましては、1万円以下の特産品ということで、ある程度区分けをしてやっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 障がい者福祉給付に要する経費の旅費についてのご質問にお答えいたします。

今まで、この旅費について計上していなかったのが、なぜ計上されることになったのかという質問でございましたが、今までは近隣の事業所、障害者の事業所、小樽市や、あと八雲町については八雲町にお願いしていたのですけれども、事業所が新たな事業としてケアプラン事業というのが、昨年度くらいから少しずつケアプランを立てるようになってきたということで、事業所が非常に多忙になって、近隣の事業者にあちこち電話したのですけれども受けていただくところがありませんでした。

それで今回は、町の職員がそちらの方に出向いて調査をすることになりましたので、今回補正をさせていただくことになりました。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） そうしますと保育緊急確保ということは、メニューはたくさんありますと。27年度からでありますから、これから色々と地域にあったメニューを考えていくという捉え方でいかどうかお聞きします。

ふるさと納税であります7件あって件数は増えていきますと、ただ金額がそれ程でもないですということだと思いますが、それでお返しの部分、お礼の部分を見直したとい

う事で、だいぶ金額も上がっているかと思えますけれども、以前も申しましたけれども、そのバナーですよ。北海道の地図なんですよ。浜中に興味があって来る方は北海道を解っている訳でありますから、あのバナーはやはり特産品のツブ、カニ、エビだとかバター、そういうイメージしたバナーを作っていただければ良いかと思えますが、その分も考えていただければと思います。

それと普通旅費の関係です。安心いたしました。多忙だということでありまして、八雲、島牧ですか浜中の方がお世話になっているところでもありますから、勝手に見に来て調査してくれというトラブルではなく、ただ多忙であるということだと認識しました。それは結構だと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 先ほど、へき地保育所事業の3ヵ所分のお話をしましたけれども、子育て支援拠点事業としても、今回この交付の対象となって申請しております。子育て支援センターの分です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 子ども子育て計画、来年度から5年間の計画を策定いたしますけれども、ただいま策定委員会を開催中で子育てメニューはたくさんございまして、例えば放課後児童クラブの学年の引き上げや、一時保育など、その辺は今策定中の策定委員会の中で協議をしまして、これから決定していくこととなります。3月末までに計画を策定することになっております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今バナーのお話ありました。貴重な意見として、今後、検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 今、児童クラブの話出ました最後に。こういうこともありましたというので。ネットで見ますと一時預かりとありましたよね。要するに、おじいちゃんが病院に行くので子どもを少しと預かって欲しいというのは、争点に入られるのかどうか。折角でありますから聞いておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 保育所での一時預かりについてもメニューとしてはございます。要望としても出されておりますので、今後、実施するかどうかということは、

保育所とも協議必要ですけれども、策定委員会の策定委員さんのご意見を伺いながら協議を進めて行く予定です。計画は3月末までに決定いたします。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 3点ほど伺います。まず29ページ、先ほどもありましたけれども第三の工事変更ですが、今説明を聞いていたら工期を早めたことによって、冬期間の工事にかかるので再生アスファルトが使えなくなって、新品のアスファルトを使うという説明でしたけれども、これは単価的にどのくらい違うのか。立米単価でも良いですし再生アスファルトというものは、どういうものなのかという説明もしていただければと思います。

あと19ページの雑入、公有建物災害共済金、これは確か当初予算で出ていた霧多布岬のトイレかと記憶していますけれども、去年の台風で屋根がやられてしまったという話を聞いていまして、当初120～30万円くらいの予算だったかと思うのですけれども、今回60万4,000円ですよね。これは共済金として出ているのですけれども、この種の保険というのは工事費の何%という決まりがあるのか、それともすべて台風による災害であれば、工事費の全額が補てんされますという趣旨のものなのか。その辺の説明をいただきたいと思います。

それと17ページ歳入ですけれども、かなりな関連質問になってしまうかとも思うのですけれども、この民生費国庫補助金に関しまして、当初予算で上がっていた臨時福祉給付金及び子育て世代臨時福祉特例金ですね。これはこの間の新聞で申請率が各市町村とも低いという報道がありました。浜中もどちらかが50%で、子育て世代が60%だったと思うのですけれども、対象者が何百人だったかという形になっている中でのこの割合、現在ですね、僕のところにも来たのですけれども、正直よく解らないと、自分が該当になるのかならないのかも解らないという中身でありまして、これはこのまま申請がなければ放置してしまうのか。いつまで受付の期間があるのか。それと放置はしないでもう一度周知し直しますという考えがあるのかどうか。この辺を聞いておきます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 29ページの、第三の一般農道の関係になりますけれども、再生アスファルトと新品との違い、またはその単価ということでありまして、再生アスファルトと新品の技術的といいますか、材料のところまで承知していなかったものですから、再生アスファルトについては、元使っていて新たに使えるであろう材料を

混ぜながらのアスファルトかと認識しているところですが、詳しい配分ですとか、そういったところまでは承知していなかったものですから申し訳ございません。

それで再生アスファルトから新品に変えた場合に、単価的にどのくらい違うかということですが、今、示されている材料の変更に伴う増額分から割り返して、元の単価という部分が色々と工事の施工ですとか、そういった部分で割り返しになるので出てこないのですが、単価自体で割り増し分が再生アスファルトに替えた部分の増額が全体で220万円、延長にして1,551メートル、全線路線分のものですけれども、これを単純に割り返しますと、再生アスファルトから新品に替えた分の差額としては1,418円程が材料を変えたことによる増分というふうに、単純に割り返した金額ですが、全体としては1,551メートルの220万円が再生材料に替えた時の増額ということから計算すれば、そういった単価の増ということでは、今計算して導き出したというところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 19ページ歳入の、公有建物災害共済金でございます。算出根拠でございますけれども、災害共済金ということで現況復旧ですから、原則として100%の共済金が出ます。

ただ今回、補正予算組んでいる部分につきましては、元々このトイレですけれども、屋根がありまして、屋根の上に明かりとりの塔屋のような感じのものがありませんでした。それが風で破損したものですから、今回それは止めまして普通の屋根にしたということでの差額というか、その部分の60万4,000円の共済金ということでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） アスファルト舗装の種類といたしまして、再生アスファルト、それと普通のアスファルト等ございまして、再生アスファルトは新材に20%の碎石、再生材を投入したアスファルト混合物になります。新材よりは当然粘りもないですし、普通ですと冬期には再生ではなくて、新材のアスファルトを使うことが基準になっております。それと単価の差ですが、トン当たりで新材が1万8,700円、再生が1万7,750円というトン当たりの単価な差がございまして。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金について

のご質問にお答えいたします。議員おっしゃられましたように、申請率が低いということで、8月末の申請の%が臨時福祉給付金では50%程度、子育て世帯臨時特例給付金については64%の方が申請をされています。

それで申請率が低いということで、今後の周知方法でございますけれども、防災無線でありますとか、広報には何回か載せさせていただいておりますけれども、周知を徹底して参りたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まずアスファルト関係ですが、そもそも第三の変更を聞こうと思っていれば説明があったので、ただアスファルトに関して、夏場にこの再生材を使えるとして単価的にも若干ですけど安くなると仮定した場合、例えばこれから先どんどん出てくるであろう町道の補修工事等出てきますよね。その場合に果たして再生材というのは活用して行けるのかどうか。夏場であれば使えますよというのであれば、是非使うべきだろうと考えるので、その辺の考え方を聞いておきます。

それと共済金について、現状復帰ではなくその形を少し変えたんだということで、その部分での共済金ということですが、工事費そのものも変わったということですか。当初予算100万程度だったと思います。本来であれば災害共済金は現状復帰であれば全額出るというふうに、まず理解してよろしいですね。そして今回弱いなり不便なりがあるので、現状とは別な形の修理をするんだというふうにしたと、その積算が125万円であって、ただ保険の対象になるのが今回の60万4,000円ですよというのであれば、再度説明していただければと思います。

それと給付金ですけども、広報と防災無線を通じて周知をして行くということです。これは締め切り期間というのがあるのかなのか。それと広報でまだ申請されてない方と言っても、なぜ今現在来てないかという、果たして自分がその給付に該当するかどうかを、まず解らないが為にいいという理由で来ていない方も居ると思うのですよ。それで周知するのであれば、まずどちらか判断がつかない方は、最寄の役場なりに行って自分が対象になるのかならないのかを確認してくださいと、その辺まで親切な周知の方法をしていただければと思いますので、その辺聞いておきます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 再生アスファルトですけども、基本的に凍結の掛からない時期、確か11月末までに施工する工事には再生を基本的に使いなさい、こういうことが

ございます。

ですから当初の設計は、まず再生だというふうに理解しております。それ以降に施工する工事については、一般の新しい普通のアスファルトコンクリートを使うことが基本となっております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答えいたします。災害共済金ですから、現況復旧が基本的になります。当初で金額は承知していませんのでけれども、直すということで予算組みをしているのは、最初から塔屋の部分は、今回は造らないという事で、通常の屋根の形で補修をするということでやってございます。

ただ実際に災害復旧工事をやらないと共済金が実は入ってきません。今回こういう形で申請しまして通知がありましたので、この度予算計上したということでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 申し訳ありません。先ほど申請の締め切り日をお伝えしませんでした。申請の締め切り日は、両給付金とも12月30日となっております。自分が課税されているかどうか解らない方が多いということにつきましては、窓口に来て解らないとおっしゃる方がかなり多くいらっしゃいますので、そのことも含めまして周知を徹底して参りたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 最後にアスファルトです。僕が聞いたのは、要はこれから先に出てくるであろう町道補修に使用可能な期間であれば、積極的にそれを使っていくのか。また部分補修でも、このアスファルトは使えるのかどうか、その1点だけ。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 部分的に少量であれば再生アスファルトは使いません。今、再生アスファルトは使えるというような先ほども申しましたけれども、町道として補修する場合も期間的なものが優先します。というのはボロボロになれば再生はやはり目が荒くて、どうしても補修するのもしづらい部分があります。ですから温かい時期にということなので、町道の維持としても同じ考えで使う時期によってアスファルトの使い分けをしてございます。

○議長（波岡玄智君） 6番中山議員。

○6番（中山真一君） 29ページの防潮堤の嵩上げ設計委託料につきまして、色々と5番議員さんが聞いてくれた点で解ったのですが、これに関連しまして先ほどの説明の中で、25年2月にTP5.1メートルが示されたというふうに説明がありましたが、この件につきまして、もう少し深く説明していただけないでしょうか。5.1メートルで現在が4.5メートルだから70センチ嵩上げするということですよ。

そういうことで、その5.1の根拠や、これが示された状況、それをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。それと9月17日道が入札ですか、水取場地区の1.2キロという話がありましたが、この件につきましても、もう少し詳しく解る範囲内で教えていただければと思います。

次に33ページの文化センターの件で、何人かの方の話を聞いていまして、確認も含めて、昨年行われた設計・積算の186万円の設計料で設計されたこれに鉄骨が含まれてない218万7,000円分ですか、積算ミスがあったと。この設計業者に対するペナルティーというのはあったのでしょうか。なかったのでしょうか。

そのミスによって色々問題が起きて来ているものがあるのかと思います。それとその後に見つかった防水工事ですか、これが1,960万円、これの設計積算は何処がやったのでしょうか。お願いします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答え致します。まず順番が逆になるのですけれども、北海道の入札の状況でございますが、9月17日入札というのは、北海道の方から聞いています。内容につきましては、陸開5からアゼチ岬に向けての防潮堤、それが1.2キロメートルございます。その霧多布港の防潮堤同様の概算設計の委託の入札と概算設計の入札ということでございます。

それと1点目の防潮堤の高さの関係でございますが、25年の2月に示されていますTP5.1メートルというのはL I津波の遡上が以前に示されております。それに設計水位の津波高というのを加味いたしまして出されたのが、TPというのが東京湾の平均海面それを基準にしたプラス5.1メートル、そのTPという基準を浜中町に持ってきますと、ここではマイナス80センチというレベルになります。

既存の防潮堤については、高さ的には5.3メートルの防潮堤で造られております。基準でいいますとDLといいますか、基礎から天井までといいますか、波返しのでっぺんまでは5.3メートルあるのですが、基準面が80センチ東京と違い低いということ

で、4.5メートルの高さしかない、そういうことで5.2メートルまで嵩上げしなければならぬという公表がなされましたので、70センチ嵩上げするということがございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 歳出33ページの文化センターにかかりまして、設計業者のペナルティという話がありました。先ほども申しましたが、この設計の誤りが発見されて、その後6月9日に設計業者の方が謝罪に町長のところに来てございます。

その際に今後の指名については、辞退させていただきということでございますので、私どもとしても半年間指名はしないような形にさせていただきます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 積算はその業者にやっていただいております。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 追加になった防水工事、1,960万円の設計積算は何処がしたのでしょうか。

○建設課長（中川亮君） 防水工事の部分の設計積算は建設課、町でやってございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 昨年の186万円を払った設計積算に誤りがあったが為に、このような問題になってきている部分もある訳ですけれども、それに対しては向こうから頭を下げてきたそれで終わり、こちらからペナルティを出していないというようなことですが、この186万円は既に払っている、言うなれば間違った設計積算したものを受け取って、これはこちら側のチェックが出来なかったせいもあるかも知れません。普通ですと専門業者のやってきたものが間違いというのはあり得ないと感じてしまいますよね、でもそれが間違っていたと。向こうから指名の停止の申し入れがあったので、そのままやっていると、今後やっぱりこういうことがまた起きた場合に、どうするのかということを考えていかなければならないという気がするのですが、その辺に対して、その時その時の状況に応じて判断するのか、こういう問題が今後続かないようにすることが大事ですけれども、その辺に対してどうするのか、やっぱりしょうがないということで見逃すのか、それとも今回は設計に間違いがなかった、積算の一部のミスだから見逃すのか。その考え方をもう少し教えていただきたいと思います。

それと今回の場合、そのままのもので入札を仕掛けたんですね。指名業者へこの入

札の通知をし、そして工事の公開をした段階で指名業者から、おかしいということで指摘があったのか、その辺もう少し詳しく教えていただければと思います。

何れにしましても、その辺まだまだ不明な部分があるかと思いますが、今後の問題ですね。それとその過程を教えていただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 文化センターの件に関しましてお答え致します。

当初、この工事にあたりまして指名選考を6月2日にやってございます。工事の告示と言いますか、告示期間を翌日6月3日から6月16日の土日を除いて10日間を告示期間として設けてございます。入札を6月17日ということで、当初考えてございました。6月3日の告示後6月5日ですけれども、業者の方から、これはということでお話がありまして、内容をチェックしたところ、こういう形になったという事がまず1点でございます。

それと今後の対応でございますけれども、町独自ではないですが、北海道に準じてそういうペナルティと言いますか、そういうことはやることになってございます。今回につきましては、重大な可否もあろうかと思っておりますけれども、私どものチェックも十分でなかったと言うことでございます。

そんなことで今後は、先ほど来申しましたとおりチェック体制は十分に、そんなことのないように、ひとつ対応して行かなければならないと契約担当としては、そのように思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 町側のチェック体制もということで、今後はないようにするということですが、やはり何かこういう設計ミスを起こしていながら、そのまま昨年ですけれども186万円お金も払っていると、何かこの辺もすっきりしないのですが、その辺に対する今後の町側の対応はどうするのかと、そのままやるのかとケース・バイ・ケースでやるのかと聞いているのですが、その辺の返事がない。

それからもう1点、この補正予算が確定したら、いつ頃の入札で工期はいつ頃までにするのか。さっき話があったかも知れませんが、再確認させていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今後のペナルティの方法ですけれども、1点は先ほど申しましたとおり、北海道の例に準じてやらなければならないものでございます。

今回は、私どもにもチェック漏れがあったということでございますけれども、今後こういうことがあった場合には、内容を精査しながら、どの様に対応していくのか検討していかなければならないものと思っています。

これと今後の予定でございます。これは、まだ契約担当の案でございますけれども、当初予算で4,860万円、今回補正で4,149万4,000円、予算的には合計9,009万4,000円になります。発注につきましては、一括発注ということで考えてございます。ということは議会案件になります。補正予算可決いただいた後に速やかに指名選考をやりまして、議決要件でございますので、告示期間が15日以上でございます。

そうしますと10月の上旬に入札という手はずになります。その後、臨時議会で工事契約の議決をいただくということで、10月の中頃に本契約をすると、それから工期は5ヵ月、3月の中旬ということで今考えているところでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 確かにこの1件につきましては、設計業者の間違いから始まったことであります。町としてはしっかりチェックができなかったということでもあります。その責任ということになってくると、当然、私にあるんだろうと思います。

これからどうするかということになってくると、やはり職員にしっかりこのことを反省も含めて仕事をやってもらいたいと思いますし、これからの業者の人達にも間違いのないような事も含めて、しっかり再確認する意味でこれから言っていきたいと思っております。この1件につきましては、大変申し訳なく思っているところであります。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第46号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第47号平成26年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第47号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第47号平成26年度浜中町介護保険特別会計補正予算第1号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、平成25年度北海道地域支援事業交付金額の確定に伴う返還金の納付期限が10月17日に定められたことによる予算計上であり、返還金額は10万9,950円で内訳といたしましては、介護予防事業で5万3,233円、包括的支援事業及び任意事業で5万6,717円であり、歳出5款、諸支出金で10万円を追加補正しようとするものであります。

一方、歳入では7款繰越金で10万円を追加し、歳入歳出の均衡を図るものであります。この結果、補正後の予算額は歳入歳出それぞれ10万円を追加し、4億5,013万3,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第47号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第47号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第48号平成25年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長(波岡玄智君) 日程第4 議案第48号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第48号平成25年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成23年5月公布の地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公営企業法の一部が改正され、未処分利益剰余金の処分については、議会の議決が必要となったものであります。

この法改正により旧法では利益の処分については、法定積立金として積立義務がありましたが、その義務が廃止され地域の自主性に委ねられたことから、議会の議決を経て行うこととしたものであります。

なお、この処分につきましては、法改正前と同様に減債積立金といたします。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第48号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第48号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第49号浜中町教育委員会委員の任命同意について

○議長(波岡玄智君) 日程第5 議案第49号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第49号浜中町教育委員会委員の任命同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

現教育委員の安藤秀昭氏は、平成26年9月30日をもって任期満了となりますが、同氏の人格、識見、行政手腕は教育委員として最適任と認めるところであり、引き続き任命いたしたく、ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

なお、任期は平成26年10月1日から平成30年9月30日までの4年間となりますので、よろしくご審議のうえ、同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、議案第49号を採決します。

この採決は、無記名投票もって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(波岡玄智君) ただいまの出席議員は11人です。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長(波岡玄智君) 投票用紙の配布漏れを確認します。

配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(波岡玄智君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。同意を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載して投票願います。

なお重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。1番議員より順次投票願います。

(投票)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。開票を行います。

開票にあたり会議規則第32条の規定により、立会人に7番川村議員、8番竹内議員を指名します。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

両議員の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(波岡玄智君) 投票の結果を報告します。

投票総数11票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票11票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成11票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第49号は、任命に同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

-
- ◎日程第 6 認定第1号平成25年度浜中町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況報告の認定について
 - ◎日程第 7 認定第2号平成25年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第 8 認定第3号平成25年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第 9 認定第4号平成25年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第10 認定第5号平成25年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第11 認定第6号平成25年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第12 認定第7号平成25年度浜中町水道事業会計決算の認定について
-

○議長（波岡玄智君） 日程第6 認定第1号ないし日程第12 認定7号は関連がありますので、一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 認定第1号から認定第7号までの7案件につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び第5項では、各会計決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないと規定されており、また、同法241条第5項では、定額の基金を運用するための基金を設けた場合は監査委員の意見を付けて、同法233条第5項の書類と併せ、議会に提出しなければならないと規定されていることから、この度、同法の規定により議会の認定に付すべく、提案をした次第であります。

なお、平成25年度各会計決算につきましては、7月1日付で基金運用状況報告と併せ監査委員に提出し、8月25日付で審査意見書の提出をいただいております。

また、水道事業会計決算につきましては、5月30日付で監査委員に提出し、8月25日付で審査意見書の提出をいただいております。

認定第1号の一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額6億1,635万2,457円、歳出総額6億4,515万8,954円で、繰越明許費繰越額6,787万500円を除いた歳入歳出差し引きは、8,332万3,003円の黒字決算となります。

また、基金運用状況報告につきましては、該当する土地開発基金について、監査委員より適正に運用されている旨の意見をいただいております。

認定第2号の国民健康保険特別会計は、歳入総額1億2,453万3,500円、歳出総額1億1,341万3,814円、歳入歳出差し引きは、3,111万6,221円の黒字決算となります。

認定第3号の後期高齢者医療特別会計は、歳入総額6,024万4,254円、歳出総額5,919万3,638円、歳入歳出差し引きは、105万616円の黒字決算となります。

認定第4号の介護保険特別会計は、歳入総額4億2,428万6,700円、歳出総額4億774万3,940円、歳入歳出差し引きは、1,653万6,730円の黒字決算となります。

認定第5号の浜中診療所特別会計は、歳入総額2億5,765万1,210円、歳出総額2億4,725万8,280円、歳入歳出差し引きは、1,039万2,930円の黒字決算となります。

認定第6号の下水道事業特別会計は、歳入総額4億820万9,987円、歳出総額4億453万9,794円、歳入歳出差し引きは、367万193円の黒字決算となります。

認定第7号の水道事業会計は、収益的収支につきましては、収入の営業収益は、1億1,398万9,091円、営業外収益は4,952万8,327円で収入総額は、1億6,351万7,418円。支出の営業費用は、1億3,882万2,300円、営業外費用は1,555万9,811円で支出総額は1億5,437万1,211円で914万6,207円の利益剰余金を生じる決算となりました。

この利益剰余金につきましては、減債積立金といたします。資本的収支につきましては、収入総額は1,475万3,422円、支出総額は7,023万7,352円で、収入総額が支出総額に対し、不足する額5,548万3,930円は、減債積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金4,548万3,930円で補てんいたしました。

以上、各会計の決算状況を申し上げましたが、平成25年度も地域経済、町財政共に厳しい状況の中、行財政の運営に当たりましては、常に危機感を持ちながらも当面する事業の執行には万全を期して参りました。今後とも町政運営につきましては、まちづくりの基本テーマのもと、行政課題の解決に向け町民と議論を深め、地域の活力を活かして個性豊かな活力ある将来の展望を切り開くべく、生産基盤、生活環境、福祉、教育文化等の整備・充実に力を注ぎ、安全で快適なまちづくりを推し進める所存であります。日頃の町行政の執行に際しましては、議員各位のご理解とご協力に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも本町の地域経済の活性化と、活気のあるまちづくりに向けて、積極的かつ効率的な行政の推進を図って参りますので、よろしくご審議いただき認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただいま提案されました、認定第1号ないし認定第7号は、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号については、10人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長において1番田甫議員、2番石橋議員、4番菊地議員、5番成田議員、6番中山議員、7番川村議員、8番竹内議員、9番野崎議員、10番加藤議員、11番鈴木誠議員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した10人の議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第13 報告第4号平成25年度浜中町財政健全化判断比率の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第13 報告第4号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第4号平成25年度浜中町財政健全化判断比率の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

平成21年4月より全面施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて財政の早期健全化及び再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定し、財政運営について外部監査を求めるなどの方策により、当該地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされたものであります。

本町の平成25年度財政健全化判断比率ですが、普通会計の実質赤字比率及び全会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、先ほどの決算の認定でご説明申し上げましたとおり、一般会計を含む全会計が黒字決算となっております。

次に、一般会計等の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債比率につきましては11.4%、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率につきましては81.0%と、何れも早期健全化基準の割合を下回っております。

なお、実質公債費比率につきましては、平成18年度から7ヵ年計画の公債費負担適正化計画に基づき、平成24年度に13%台の比率になるよう計画を推進してまいりましたが、平成23年度でその目標を達成し、平成24年度では12.3%に、平成25年度では11.4%と更に改善することができたところであり、今後もその比率の維持

と更なる改善に取り組む所存であります。

また、お示しした比率は何れも早期健全化基準の範囲内ではあるものの、本町は交付税等の依存財源により運営されていることから、今後も財政の健全化に向けた政策を基本とし、財政運営を進めてまいります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告をする次第であります。

○議長（波岡玄智君） これから、質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第14 報告第5号平成25年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第14 報告第5号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第5号平成25年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案の資金不足比率ですが、資金不足額が事業の規模に対する割合を示すもので、平成25年度決算における、地方公営企業法の適用企業である水道事業会計及び同法非適用企業である下水道事業特別会計のいずれも資金不足の状態にはなく、資金不足比率は生じておりません。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20％であります。ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第15 発議案第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第15号 発議案第7号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） （発議案第7号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第7号を採決します。

お諮ります。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

したがって、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議案第8号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第16号 議案第8号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） （発議案第8号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第8号を採決します。

お借りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議案第9号手話言語法制定を求める意見書の提出について

○議長(波岡玄智君) 日程第17 発議案第9号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長(山平歳樹君) (発議案第9号 朗読あるも省略)

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第9号を採決します。

諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議員の派遣について

○議長（波岡玄智君） 日程第18 議員の派遣についてを議題とします。

釧路町村議長会主催による、議員研修会に派遣することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第120条の規定によって、議員を派遣することに決定しました。

◎日程第19 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（波岡玄智君） 日程第19 閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これをもって、平成26年第3回浜中町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時38分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員